



令和 7 年 5 月 7 日

各 教 育 事 務 所 長 様  
西部教育事務所芸北支所長 様

豊かな心と身体育成課長

こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり各市町教育委員会教育長に通知しました。

担当 生徒指導係

電話 (082) 513-5043 (ダイヤルイン)

電子メール ikusei@pref.hiroshima.lg.jp

( 担当者 秦 )



令和 7 年 5 月 7 日

各市町教育委員会教育長 様

広島県教育委員会教育長  
(豊かな心と身体育成課)

こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について (通知)

このことについて、こども家庭庁支援局総務課等から別紙写しのとおり事務連絡がありました。

いじめ調査アドバイザーについては、令和 5 年 9 月 20 日付け通知「こども家庭庁に置かれるいじめ調査アドバイザーについて」において、運用が開始されております。

「いじめの重大事態調査」については、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりする等の課題が指摘されています。いじめ調査アドバイザーは、「いじめの重大事態」について自治体等からの要請に応じて、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行います。

については、いじめ調査アドバイザー事業について別紙写しを御確認いただくとともに、教育委員会が自ら主体となって調査を行う場合だけでなく、学校が主体となって調査を行う場合においても、調査の円滑な運用に向けて御活用ください。

担当 生徒指導係

電話 (082)512-5043(ダイヤルイン)

電子メール ikusei@pref.hiroshima.lg.jp

( 担当者 秦 )



事務連絡  
令和7年4月30日

各都道府県・各市区町村 こども政策関係窓口  
各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課 御中  
附属学校を置く各公立大学法人担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条  
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

こども家庭庁支援局総務課  
文部科学省初等中等教育局児童生徒課

こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について（再周知）

平素より、こども政策の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記については、こども家庭庁において、令和5年9月から運用を開始しておりますが（令和5年9月5日付け事務連絡「いじめ調査アドバイザーの運用開始について（周知）」参照）、令和7年度に入り、各自治体等における担当者の異動などを踏まえ、改めて周知させていただきます。

いじめの重大事態調査については、例えば、自治体等によっては調査経験がなく、調査の立ち上げに苦慮したり、委員決定までに時間を要したり、被害児童生徒側の納得が得られなかったりするなどの課題が指摘されています。

このような課題を踏まえ、いじめ調査アドバイザーは、いじめの重大事態調査について、自治体等からの要請に応じ、「第三者性（中立性、公平性）の確保」の観点から、委員の人選に関する助言や、中立・公平性のある調査方法等について助言を行っています。教育委員会等においては、自らが主体となって調査を行う場合だけでなく、学校が主体となって調査を行う場合においても、積極的な活用を御検討ください。また、活用に当たっては、別紙を御確認ください。

なお、助言後のフォローアップ及びいじめ調査アドバイザー事業の運用改善のため、活用後3カ月をめぐりにアンケートに御協力をお願いします。

※ 本事業は、いじめの重大事態調査及び再調査における人選や調査方法に係る助言を行うものであり、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査組織に代わって直接事案の調査や調停等を行うものではありませんので、その点御留意ください。

本事務連絡について、都道府県教育委員会担当課におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社に対して周知していただくようお願いします。

**【添付資料】**

- ・ 令和 7 年度こども家庭庁いじめ調査アドバイザー事業の活用について
- ・ こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー名簿（令和 7 年 4 月 1 日時点）
- ・ 相談票（様式）

**【本件連絡先】**

＜いじめ調査アドバイザー事業の運用や相談に関すること＞

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

電 話：03 - 6862 - 0367

E-mail：ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

＜いじめ防止対策推進法の解釈その他いじめ防止対策に関すること＞

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導企画係・いじめ対策支援係

電 話：03 - 5253 - 4111（内線：3298）

E-mail：s-sidou@mext.go.jp

# 令和7年度 こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー事業の活用について

## <主な事業の目的・運用について>

- ◆いじめの重大事態について自治体等が設置する調査組織の立ち上げ等に関して、「第三者性の確保」の観点から助言等を行うために、こども家庭庁にいじめ調査アドバイザーを設置しています。
- ◆いじめ調査アドバイザーへの相談は、原則としてこども家庭庁を通じて行います。（こども家庭庁で対応できる相談内容については、こども家庭庁において対応します。）
- ◆相談内容やいじめ調査アドバイザーからの回答については、文部科学省にも共有させていただきます。

## <相談要件・窓口・方法について>

### 相談可能な 団体

- 都道府県、指定都市及び市区町村首長部局  
（都道府県の私立学校主管課含む）
- 都道府県、指定都市及び市区町村教育委員会
- 附属学校を置く国公立大学法人
- 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体

※指定都市を除く**市区町村の首長部局・教育委員会は、都道府県首長部局・都道府県教育委員会を通じて御相談ください。**

（文部科学省への重大事態の発生報告のルートに準じて御相談ください。）

※各自治体等が設置したいじめの重大事態調査委員会の委員から御相談がある場合は、上記の各団体を通じて御相談ください。

### 相談の窓口

ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

### 相談の方法

所定の相談票（Excel）に記入し、**重大事態の発生報告書※1**や**相談に必要な関連資料※2**を添付の上、上記メールアドレスに送信

※1 令和6年3月15日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「いじめ重大事態に関する国への報告に関する様式等の見直しについて（依頼）」の様式1と同じ

※2 地方いじめ防止基本方針及び学校いじめ防止基本方針、相談事案に関する対応資料等（会議録及び対応記録等）、助言に際し参考となる関連資料

## 相談可能な事項

✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る  
**人選**に関すること

・事案に応じた職能団体の紹介について  
・職能団体への適切な当たり方について  
など

✓ いじめの重大事態調査委員会及び再調査委員会に係る  
**調査方法**に関すること

・中立・公平性のある調査方法について  
など

※ 都道府県教育委員会において、人選に関して地域の職能団体の紹介や調査方法に関する助言等が可能な場合には、御対応いただきますようお願いいたします。

※ いじめに関係する児童生徒に対する調査方法のみならず、学校・教職員のいじめに関する案件への対応（教職員による体罰や不適切な指導を含む）に係る検証や、いじめの再発防止の検討に当たっての調査方法等の相談も可能です。

## 相談の流れ（イメージ）

①相談票  
にて相談



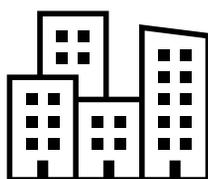
②こども家庭庁で  
相談内容を確認



③いじめ調査  
アドバイザーに照会



自治体等



こども家庭庁



いじめ調査  
アドバイザー

⑥回答



⑤こども家庭庁で  
回答内容を確認



④いじめ調査  
アドバイザーから  
回答を受領

※ 迅速に回答できるよう、相談の際に、相談票に加えて、重大事態発生報告書、関連資料の御提出をお願いいたします。

※ 相談いただいてから回答までには、いじめ調査アドバイザーにおいて事案を把握し、相談への回答を検討するために一定の時間を要します。回答時期の希望がある場合は、御相談ください。

※ 相談内容、回答については、文部科学省とも共有します。

## いじめ調査アドバイザー

✓ 法律（弁護士）、医療（医師）、心理（臨床心理士・公認心理師・学校心理士）、教育（大学教員）によって構成されています。

✓ 最新のいじめ調査アドバイザーの情報については、こども家庭庁ホームページを御覧ください。



<https://www.cfa.go.jp/policies/ijime-boushi/ijime-chousa/>

## 相談に当たっての留意事項（必ずお読みください！）

- 本事業は、いじめの重大事態調査及び再調査に係る「第三者性確保（人選や調査方法）」に関する助言を行うものであり、重大事態調査に係る基本的事項をはじめ、対応全般についての助言を行うものではありません。また、いじめ調査アドバイザーがそれらの調査組織に代わって直接事案の調査や調停等を行うものでもありません。
- 本事業は、相談元の相談内容に応じてアドバイザーの専門的観点から助言を行うものであり、いじめ防止対策推進法等に基づき、各相談元において最終的な判断・対応を行うこととなります。
- いじめ調査アドバイザーの助言については、あくまでも相談元から提供された情報、資料等を前提に行政間において相談元に対して行うものであり、いじめ調査アドバイザーへの相談を外部に公開することを前提としているものではありません。そのため、回答は、具体的事実関係等によっては結論が異なる場合もあり、一般化できるものとは限らないため、このような事情を考慮せずに第三者にいじめ調査アドバイザーへ相談したことや回答が示された場合、様々な誤解を生むことになりかねません。よって、助言に関する情報の取扱いには十分御留意ください。
- いじめ重大事態調査に係るいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの解釈については、文部科学省にお問い合わせください。
- その他の御不明な点は、こども家庭庁までお問い合わせください。

## 本事業の実施に関するお問合せ

こども家庭庁支援局総務課地域支援係

メール：ijime.chousa.advice@cfa.go.jp

電話：03-6862-0367

こどもまんなか

こども家庭庁

## こども家庭庁 いじめ調査アドバイザー名簿

石川 悦子 こども教育宝仙大学 教授

石隈 利紀 東京成徳大学 教授

伊藤 美奈子 神戸女子大学心理学科 教授

栗山 博史 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

中田 雅章 公益社団法人日本社会福祉士会 副会長

森本 周子 弁護士（第二東京弁護士会所属）

八並 光俊 東京理科大学 名誉教授  
日本生徒指導学会 会長

渡辺 弘司 公益社団法人日本医師会 常任理事

（令和7年4月1日現在 五十音順 敬称略）